



令和4年1月11日

「シーニックバイウェイ北海道 大雪・富良野ルート運営代表者会議」が 旭川開発建設部管内で「第1号」の道路協力団体に指定されました

～道路協力団体指定証の交付式を行います～

北海道開発局では、国が管理する国道について、道路協力団体制度^注が創設されて6回目となる公募を行い、令和3年12月24日に「シーニックバイウェイ北海道 大雪・富良野ルート運営代表者会議」を道路協力団体に指定しました。

つきましては、道路協力団体指定証の交付式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

日時 令和4年1月14日（金） 11:00～12:00

場所 旭川開発建設部 入札執行室

（旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎東館1階）

指定団体 シーニックバイウェイ北海道 大雪・富良野ルート運営代表者会議

※交付式の取材を希望される方は、開始時刻の5分前（10:55）までに会場へお越しください。
新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用、手指消毒等にご協力をお願いいたします。

注）「道路協力団体制度」は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。

【道路協力団体HP】 <https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

道路協力団体 第6回公募の指定に関する報道発表については、下記URLをご覧ください。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/release/slo5pa0000050th-att/slo5pa00000ez7q.pdf>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

道路計画課 課長 おさない まさひろ 長内 正宏 (0166-32-4285)

道路計画課 道路調査官 おおにし こうき 大西 功基 (0166-32-4285)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

	指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
第一回指定	国(北海道開発局)札幌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目2-17
	国(北海道開発局)札幌第2号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13
	国(北海道開発局)札幌第3号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表 者会議	札幌市南区澄川3条2丁目5番7号 株式会社 岩本石庭 内(変更)
	国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	支笏洞爺ニセコルート代表者会議	有珠郡壮瞥町字滝之町384-1
	国(北海道開発局)網走第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	東オホーツクシーニックバイウエイ連携会議	網走市南2条西5丁目1(更新)
	国(北海道開発局)留萌第1号	令和元年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和6年12月24日まで (更新)	萌える天北オロロンルート運営代表者会議	苫前郡苫前町字古丹別195
第二回指定	国(北海道開発局)帯広第1号	令和2年12月18日(更新) (初回指定平成29年12月18日)	令和7年12月17日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ十勝平野・山麓ルート代表者会議	河東郡鹿追町新町1丁目43
第三回指定	国(北海道開発局)釧路第1号	令和3年12月24日(更新) (初回指定平成31年1月18日)	令和8年12月23日まで (更新)	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者 会議	釧路市新川町1-7
第四回指定	国(北海道開発局)帯広第2号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	十勝シーニックバイウエイ南十勝夢街道ルート代表者会議	河西郡中札内村大通南2丁目24
	国(北海道開発局)函館第1号	令和元年12月25日 (初回指定令和元年12月25日)	令和6年12月24日まで	函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議	函館市富岡町1丁目5-11
第六回指定	国(北海道開発局)旭川第1号	令和3年12月24日 (初回指定令和3年12月24日)	令和8年12月23日まで	シーニックバイウエイ北海道大雪・富良野ルート運営代表者 会議	空知郡上富良野町宮町1丁目2-25

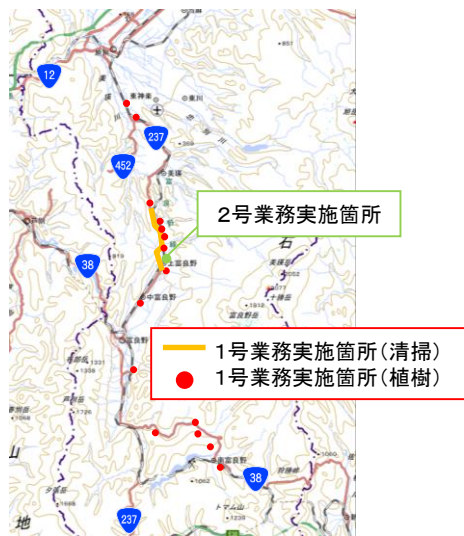
道路協力団体活動概要(北海道開発局旭川開発建設部管内)

法人等名称:シーニックバイウェイ北海道 大雪・富良野ルート運営代表者会議(令和3年12月24日指定)

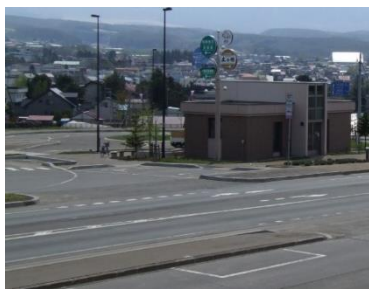
- 指定区間:
- ①国道38号KP62.7~62.8 富良野市扇山 延長 約0.1km
 - ②国道38号KP82.2~82.3 富良野市字東山 延長 約0.1km
 - ③国道38号KP90.2~90.3 富良野市字西達布 延長 約0.1km
 - ④国道38号KP90.6~90.7 富良野市字西達布 延長 約0.1km
 - ⑤国道38号KP94.2~94.3 空知郡南富良野町字幾寅 延長 約0.1km
 - ⑥国道38号KP97.8~97.9 空知郡南富良野町字幾寅 延長 約0.1km
 - ⑦国道237号KP10.3~10.4 旭川市西神楽 延長 約0.1km
 - ⑧国道237号KP13.2~13.3 旭川市西神楽 延長 約0.1km
 - ⑨国道237号KP31.1~31.2 上川郡美瑛町美馬牛 延長 約0.1km
 - ⑩国道237号KP31.3~43.2 空知郡上富良野町西十三線北~大町 延長 約11.9km
 - ⑪国道237号KP34.2~34.3 空知郡上富良野町第一共和 延長 約0.1km
 - ⑫国道237号KP34.5~34.6 空知郡上富良野町第一共和 延長 約0.1km
 - ⑬国道237号KP36.7~36.8 空知郡上富良野町報徳 延長 約0.1km
 - ⑭国道237号KP38.8~38.9 空知郡上富良野町草分一 延長 約0.1km
 - ⑮国道237号KP43.2~43.3 空知郡上富良野町大町 延長 約0.1km
 - ⑯国道237号KP51.1~51.2 空知郡中富良野町寿 延長 約0.1km

業務内容:(1号業務)道路沿道での清掃、植樹及び維持管理
(2号業務)駐車帯での物販(収益活動)

①:道路沿道での清掃、植樹及び維持管理



②:駐車帯(上富良野町)での物販(イメージ)



【団体の概要、業務内容】

大雪・富良野ルート運営代表者会議は、平成17年にシーニックバイウェイルートとして指定され、16団体で構成。道路沿道での清掃や植樹、樹木の維持管理活動を実施。収益により道路の景観向上や維持管理を充実。

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査の上、道路協力団体に指定します。

